

自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の断念を求める意見書（案）

政府は、2018年3月に廃止された「主要農作物種子法」に続き、今国会で「種苗法改正案」を成立させる方針です。同改正案は、これまで原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」にすることにより、事実上一律禁止しようとするものです。いわゆる「タネ取り」の権利が著しく制限されることとなります。農家は、許諾手続き費用や、毎年の種子購入費を新たに負担しなければならず、日本農業を支える大多数の家族営農を圧迫します。ひいては農村の衰退を招きかねず、「国連家族農業の10年」や「農民の権利宣言」の精神とも相容れないものとなっています。

農水省は、今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」と強調しています。しかし、これまで農水省は「海外への登録品種の持ち出しや、海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である」としてきました（2017年11月食料産業局知的財産課）。今回の法改正の必要性がないことを、農水省自らが述べているのです。

同改正案は、在来種（一般品種）については育成者権の対象外としていますが、今後、一般品種が登録される可能性も否定できません。

また、地域にある中小の種苗会社が、資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や、市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することが危惧されています。

自家増殖禁止は、種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げ、地球規模での気候変動による食料不足のなか、食料自給率が低い日本にとっては、食料安全保障の観点に逆行していると言わざるを得ません。

よって、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法「改正」を断念するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県議会議長 森田 悦男

（提出先）
内閣総理大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長